

公益財団法人新潟県文化振興財団定款

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条～第5条）
- 第3章 財産及び会計（第6条～第14条）
- 第4章 評議員及び評議員会
 - 第1節 評議員（第15条～第20条）
 - 第2節 評議員会（第21条～第28条）
- 第5章 役員及び理事会
 - 第1節 役員（第29条～第37条）
 - 第2節 理事会（第38条～第47条）
- 第6章 評議員選定委員会（第48条～第52条）
- 第7章 顧問（第53条）
- 第8章 賛助会員（第54条）
- 第9章 定款の変更、合併及び解散等（第55条～第60条）
- 第10章 情報公開及び個人情報の保護等（第61条～第63条）
- 第11章 事務局（第64条・第65条）
- 第12章 補則（第66条）
- 附 則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人新潟県文化振興財団という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、音楽、演劇、舞踊、美術など文化、芸術に関する事業を総合的に展開し振興することにより、県民文化の高揚と文化、芸術の発信、交流を促進し、もって心豊かで創造性に満ちた人間形成を図り、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（公益目的事業）

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化、芸術を創造し、普及する事業
- (2) 文化、芸術活動の取組を奨励し、支援する事業
- (3) その他公益目的を達するために必要な事業

2 前項の事業については、新潟県内で行うものとする。

(収益事業)

第5条 この法人は、前条の公益目的事業を推進するため、必要な収益事業を行う。

第3章 財産及び会計

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うため不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を担保に供するときも、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要するものとする。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産は、適正かつ効率的に管理されなければならないが、運用については理事会の決議により別に定める財産運用管理規程による。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに新潟県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、次の各号に掲げる書類とともに、毎事業年度終了後3箇月以内に新潟県知事に提出しなければならない。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿

- (3) 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第199条が準用する同法第128条第3項の定めるところにより、貸借対照表を公表するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第12条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け）

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の承認を受けなければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

（会計原則）

第14条 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規則による。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（定数）

第15条 この法人に、評議員7名以上13名以内を置く。

（選任）

第16条 評議員の選任は、第48条に定める評議員選定委員会の決議により行う。

2 一般社団・財団法人法第173条第1項が準用する同法第65条第1項に規定する者は、評議員となることができない。

3 評議員には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第6条第1号に規定する者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を新潟県知事に届け出るものとする。

（職務）

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の決議に参画する。

（任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前項の規定に係わらず、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（解任）

第 19 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員選定委員会において、3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、評議員選定委員会において、決議する前に、当事者たる評議員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 評議員は、一般社団・財団法人法第 173 条第 1 項が準用する同法第 65 条第 1 項に規定する者に該当するに至ったときは、評議員としての地位を失う。

(報酬等)

第 20 条 評議員に対して、1 日当たり 10,000 円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

- 2** 評議員には、費用を弁償することができる。
- 3** 報酬に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事及び監事の報酬規程による。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 21 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分、除外又は担保に供することの承認
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において評議員会に付議した事項
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第 23 条第 4 項に掲げる評議員会の目的である事項以外の事項は決議することができない。ただし、一般社団・財団法人法第 191 条に規定する資料等を調査する者の選任については、この限りではない。

(開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2** 前項の規定にかかわらず、評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3** 前項の規定による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 代表理事は、評議員会を招集しようとするときは、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項並びに法令で定める事項を記載した書面、又は評議員の同意を得て電磁的方法により通知を発しなければならない。

5 第4項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議等)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員以外の評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は評議員としての議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分、除外又は担保に供することの承認

(4) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け

(5) 第56条に規定する合併等にかかる決議

(6) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第29条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第27条 代表理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案に対し決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 代表理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し保存しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから議長が指名した議事録署名人1人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 一般社団・財団法人法第177条が準用する同法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

4 理事及び監事には、公益認定法第6条第1号に規定する者が含まれてはならない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を新潟県知事に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査すること

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること

(4) 必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること

(5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく

- その旨を理事会に報告すること
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- (任期)

第 33 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事及び監事は、第 29 条第 1 項の規定による理事及び監事の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 34 条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、これを解任することができる。この場合、当該理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 理事及び監事は、一般社団・財団法人法第 177 条が準用する同法第 65 条第 1 項に規定する者に該当するに至ったときは、その地位を失う。

(報酬等)

第 35 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 報酬に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員、理事及び監事の報酬規程による。

(取引の制限)

第 36 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除及び責任限定契約)

第 37 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条が準用する同法第 111 条第 1 項の規定による役員のパ賠償責任について、同法第 114 条その他法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条が準用する同法第 111 条第 1 項の規定による外部役員のパ賠償責任について、当該外部役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 113 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、あらかじめ外部役員と締結することができる。

第2節 理事会

(構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会で定めるもの以外の規則等の制定、変更及び廃止
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (6) その他法令で定める事項

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第37条に定める損害賠償責任の免除

(開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度ごとに2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に対し、理事会の招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
(招集等)

第41条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、一般社団・財団法人法第197条が準用する同法第93条第3項又は同法第101条第3項に該当する場合はこの限りではない。

2 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的手法により、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 43 条 理事会は、理事の過半数以上の出席により成立する。

(決議)

第 44 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2 議長は、前項前段における議決権の行使については、理事として議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 7 条の承認にかかる決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(決議及び報告の省略)

第 45 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

3 前項の規定は、第 31 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し保存しなければならない。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 47 条 理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第 6 章 評議員選定委員会

(設置)

第 48 条 この法人に、評議員選定委員会を置く。

(構成)

第 49 条 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員（以下「外部委員」という。） 1 名の合計 4 名で構成し、委員は理事会の決議により選任する。

2 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）

(評議員の選任及び解任)

第 50 条 評議員選定委員会は、この定款の定めるところにより評議員の選任及び解任を行う。

2 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦するこ

とができる。

3 前項に定めるところにより、評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及びこの法人の評議員、理事及び監事との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- (決議)

第 51 条 評議員選定委員会の決議は、第 19 条第 1 項に規定する場合を除き、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員選定委員会規則)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、評議員選定委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 53 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表理事の諮問に応じて、この法人の運営に関する基本的な事項について意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会において選任し、代表理事が委嘱する。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 54 条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員規程による。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 16 条及び第 19 条についても適用する。

(合併等)

第 56 条 この法人は、評議員会の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第 57 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(存続期間)

第 57 条の 2 この法人の存続期間は、令和 5 年 3 月 31 日までとし、その日の満了をもって解散する。

(清算人の選任)

第 57 条の 3 この法人が解散し、清算法人となった場合の清算人は、評議員会の決議によって選任する。

(清算法人の監事の設置)

第 57 条の 4 この法人が解散し、清算法人となった場合には、清算終了の時まで監事を置く。

2 前項の監事は、この法人の監事が引き続き職務を行うものとする。

(登記)

第 58 条 第 55 条第 1 項、第 56 条並びに第 57 条に規定する定款の変更、合併等及び解散であつて、一般社団・財団法人法第 302 条第 2 項各号其他法令に掲げる登記すべき事項に係るものについては、その変更等の日から 2 週間以内に登記するものとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 59 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から 1 箇月以内に、新潟県に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 60 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て新潟県に贈与するものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第 61 条 この法人は、新潟県情報公開条例の趣旨に基づき、公正で開かれた活動を推進するため、保有する情報の積極的な公開に努める。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報保護)

第 62 条 この法人は、新潟県個人情報保護条例の趣旨に基づき、保有する個人情報の適正な取扱の確保に努める。

2 個人情報保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護に関する規程による。

(公告の方法)

第 63 条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局等

(設置等)

第 64 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び管理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 65 条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。

(1) 定款

- (2) 理事、監事及び評議員名簿
 - (3) 認定及び登記等に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書
 - (8) 財産目録
 - (9) 監査報告
 - (10) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号に掲げる書類等の閲覧に関しては、法令に定めるところによるほか第 61 条第 2 項に規定する情報公開規程による。

第 12 章 補則

(委任)

第 66 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、長谷川彰とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、関川由美子とする。

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日)

この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 11 月 14 日)

- 1 この法人が解散し、清算法人となった場合には、第 3 章財産及び会計、第 4 章評議員及び評議員会、第 6 章評議員選定委員会、第 10 章情報公開及び個人情報の保護、第 11 章事務局等並びに第 12 章補則の条文中、「代表理事」とあるのは「代表清算人」に読み替え、「理事」とあるのは「清算人」に読み替え、「理事会の決議」とあるのは「清算人の決定」に読み替えるものとし、「理事会」に関する事項については適用しない。
ただし、第 49 条第 1 項の条文中、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替える。
- 2 この法人が解散し、清算法人となった場合には、第 5 章第 1 節役員の方文中、理事、代表理事、業務執行理事及び理事会に関する事項は適用しない。
ただし、第 32 条第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 36 条並びに第 37 条第 1 項の方文中、「理事」とあるのは「清算人」に読み替え、「理事会」とあるのは「評議員会」に読み替えるものとし、第 33 条第 1 項、第 2 項及び第 37 条第 2 項は適用しない。

- 3 この法人が解散し、清算法人となった場合には、第5章第2節理事会、第7章顧問及び第8章賛助会員は適用しない。
- 4 改正後の規定は、令和4年11月14日から施行する。